

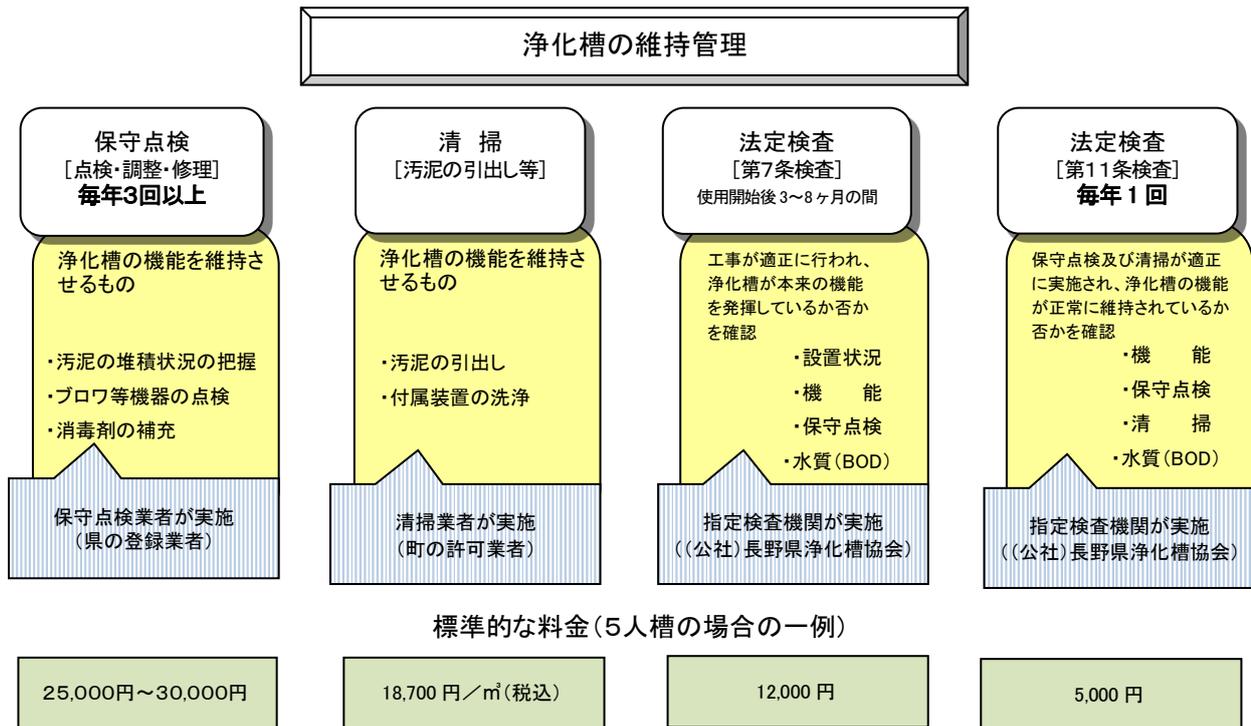
浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽には保守点検・清掃・法定検査が必要です。

浄化槽管理者（設置者または使用者）は、浄化槽法に基づき、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、設置後（使用開始後3～8カ月の間）及び定期的（毎年）に指定検査機関の実施する検査（法定検査）を受けなければなりません。この一連の流れを示したものが下の図です。

また、浄化槽を設置した際には、まず使用開始直前の保守点検を受ける必要があります。

なお、保守点検は浄化槽管理士を雇用している保守点検業者に、清掃は清掃業者に委託して行うのが一般的です。



標準的な料金(5人槽の場合の一例)

※R6.10.1～の金額

※20人槽以下の金額

【問い合わせ】

○法定検査に関する問い合わせ・検査の申し込み

・(公社)長野県浄化槽協会 東信支所

☎0267-63-1105

・(公社)長野県浄化槽協会 事務局

☎026-234-7637

○浄化槽制度に関する問い合わせ

・長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

☎0267-63-3166

・軽井沢町 上下水道課 下水道施設係

☎45-8592